# きょうと福祉人材育成認証制度に参画する法人・事業所における
# コンプライアンス違反の取扱い対応表（概要版）

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">事案<br>監督官庁による措置</th><th rowspan="2">コンプライアンス違反（虐待事案除く）の場合</th><th colspan="2">従事者による虐待事案（虐待の認定がある事案）の場合</th></tr>
<tr><th>宣言法人</th><th>認証・上位認証法人</th></tr>
<tr><td rowspan="2">行政指導</td><td>文書指摘等</td><td rowspan="2">勧告内容及び改善内容の申告を求める。<br><br>※新規認証・認証更新の審査時に確認</td><td>基準日から１年以内の認証申請は認めない。</td><td>基準日から認証停止とする。（宣言法人として取り扱う）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">※基準日から１年以内に同一法人内（事業所単位で認証している場合は、同一事業所）で再度虐待の判断があれば、宣言の失効及び認証・上位認証の取消しとする。</td></tr>
<tr><td></td><td>改善勧告</td><td></td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>行政処分</td><td>改善命令<br>指定効力停止<br>指定取消　等</td><td></td></tr>
</table>

・<u>宣言の失効及び認証・上位認証の取消し。</u>

※基準日から１年以内の宣言及び３年以内の再認証取得は認めない。

注　１　１つの虐待事案について、複数の市町村から虐待の事実が認められた場合は、１事案とする。

２　取扱いに係る基準日は、京都府の認証制度所管課からの認証停止、認証取消し等にかかる文書の通知日とする。

３　認証停止は、基準日から２年までとする。ただし、基準日から１年が経過した日以後に認証停止の解除に係る審査を受けることができる。基準日から２年が経過するまでに認証停止の解除の判断を受けない場合は、宣言を失効した取扱いとする。

○定義

| | | |
|---|---|---|
| 認証停止 | 取扱い | 認証法人・事業所及び上位認証法人において、従事者による虐待の事実が認められた場合は、基準日（認証制度所管課からの文書の通知日）から認証停止とする。認証停止期間は宣言法人・事業所として取り扱う。 |
| | 停止期間 | 基準日から２年までとし、２年が経過するまでに認証停止の解除の判断を受けない場合は、宣言を失効した取扱いとする。（再宣言可能） |
| | 認証停止の解除 | 認証停止中も認証基準に係る取組みを継続し、基準日から１年が経過した日以後に認証停止の解除の申請をすることができる。<br>認証停止の解除の可否は、京都府福祉人材育成認証事業推進会議にて、該当法人の認証基準と虐待の再発防止に係る取組を諮問した上で、京都府が決定する。 |
| | 認証停止の<br>解除に係る審査 | 認証基準に係る取組と虐待の再発防止に係る取組内容について審査する。 |
| | 解除後の取り扱い | 認証期間は原則３年とする。 |
| | その他 | 基準日から１年以内に同一法人内（事業所単位で認証している場合は、同一事業所）で再度虐待の事実が認められた場合は、認証及び上位認証を取消し、併せて宣言の失効とする。 |
| 上位認証<br>停止 | 上位認証法人 | 停止期間、停止の解除の取扱いについては、認証停止と同様とする。<br>認証停止前に上位認証法人であっても認証停止の解除後は、認証法人とし、上位認証申請については、認証復帰後２か年度以上を経過した日以後とする。 |
| 取消し<br>（認証以上） | 取扱い<br>（上位認証・認証） | 認証法人・事業所及び上位認証法人において虐待の事実が認められ、施設・事業所指導において改善勧告以上の措置が行われた場合は、認証及び上位認証を取消し、併せて宣言の失効とする。 |
| | 取消し後の参画 | 取消し後、基準日から１年以内の宣言及び３年以内の再認証取得は認めない。 |
| 宣言の失効 | 取扱い<br>（宣言） | 宣言法人・事業所において虐待の事実が認められ、施設・事業所指導において改善勧告以上の措置が行われた場合は、宣言の失効とする。 |
| | 取消し後の参画 | 上記「取消し（認証以上）」と同様。 |